

## 東京2020大会の交通混雑緩和に向けた夏の試行として 「2019年 オフピーク通勤」を実施します



東京2020オリンピック・パラリンピックでは、2020年7月23日～8月8日の期間、横浜国際総合競技場でサッカー競技、横浜スタジアムで野球・ソフトボール競技が開催されます。

大会時には、大会関係者や多くの観戦客の方々が訪れることにより、道路・鉄道等で相当な混雑が予想され、本市でも対策が不可欠となります。

そのため、来年の夏に向けた交通混雑緩和対策の試行として、横浜市職員を対象に「2019年 オフピーク通勤」を実施します。

### 1 実施概要

横浜スタジアム競技開催時の観客利用駅となる、JR 関内駅・地下鉄関内駅・みなとみらい線日本大通り駅での朝の通勤ピーク時間の利用を控えるよう、各職場の協力を得ながら、横浜版フレックスタイム制度及び年次休暇等の取得を推奨します。

また、この試行での効果や課題等を検証し、東京2020大会の横浜開催時に向けて、効果的な対策を検討していきます。

### 2 実施期間

2019年7月29日（月）、30日（火）の2日間

### 3 実施内容

午前7時～午前10時のオンピーク時間に、JR 関内駅・地下鉄関内駅・みなとみらい線日本大通り駅の3駅について、極力利用を避けます。

### 4 対象職員

関内駅周辺に勤務する本市職員

### 5 参考（本市職員の取組例）

- ・横浜版フレックスタイム制度（※）の利用  
※以下 URL 参照（フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程）：  
[https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00001956.html](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001956.html)
- ・年次休暇の取得
- ・夏季休暇の取得
- ・交通混雑緩和に向けた取組の検討例（別紙）

お問合せ先

市民局オリンピック・パラリンピック推進課 担当課長 久世 学 Tel 045-671-3745

# 交通混雑緩和に向けた取組の検討例

例えば・・・

**各自の取組で50%の混雑緩和も可能に！**

フレックスタイム制度の利用や休暇取得などを組み合わせ、7時～10時の時間帯の通勤時間の分散化に取り組みます。

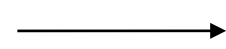
A局B課 (8:30～17:15)



分散

分散

フレックスタイム制度利用



9組利用  
(9:45～18:30)



10組利用  
(10:00～18:45)

通常勤務 (8:30～17:15)



年次休暇、時間休暇等の取得



各職場での取組の参考にしてください。

○フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程

平成31年3月29日

達第3号

庁中一般

フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる市長の事務部局に属する一般職職員（以下「フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 規則第3条第2項に基づき定める勤務時間の割振り、休憩時間及びその組別は、別表第1のとおりとする。

2 フレックスタイム制度勤務職員の組別は、所属長が定める。

(委任)

第3条 この規程の施行に必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第2条)

| 組別 | 勤務時間               | 休憩時間             |
|----|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時15分から午後4時まで    | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時30分から午後4時15分まで |                  |
| 3組 | 午前7時45分から午後4時30分まで |                  |
| 4組 | 午前8時から午後4時45分まで    |                  |
| 5組 | 午前8時45分から午後5時30分まで |                  |
| 6組 | 午前9時から午後5時45分まで    |                  |
| 7組 | 午前9時15分から午後6時まで    |                  |

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 8組     | 午前9時30分から午後6時15分まで |
| 9組     | 午前9時45分から午後6時30分まで |
| 10組    | 午前10時から午後6時45分まで   |
| 11組    | 午前10時15分から午後7時まで   |
| 12組    | 午前11時15分から午後8時まで   |
| 13組    | 午後零時15分から午後9時まで    |
| 14組(1) | 午前8時30分から午後7時まで    |
| 14組(2) | 午前9時から午後4時まで       |
| 15組(1) | 午前8時30分から午後8時まで    |
| 15組(2) | 午前10時から午後4時まで      |

(備考)

- 1 11組、12組及び13組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 14組及び15組は(1)及び(2)を一つの組合せとして割り振ることとする。
- 3 規則第6条第2号又は第3号の規定に基づく申告の場合は、4組、5組及び6組に限る。